

2004年(平成16年)4月21日

就学援助申請希望世帯の皆様へ

茨木市立豊川中学校  
校長 鷹森 英信

### 今年度の就学援助申請について

今年度の就学援助申請手続きについてご案内します。  
下記の要領で申請手続きをよろしく願います。

記

#### 学校への提出書類 【同封の】

\* 準要保護児童生徒認定申請書

【申請理由を記入する必要のある方は、記入例を参考にして、詳しくご記入ください。押印箇所は2カ所あります。】  
所得につきましてはくれぐれもご注意ください。

\* 委任状 【押印するだけにしてあります。氏名等確認してください。】

\* 世帯票 【平成16年度 職業(勤務先名称・学年)等欄にもれなく記入してください。】1年生・新規の保護者記入欄すべてに】

【押印箇所が計3カ所(1年生・新規の方は4カ所)ございます。ご注意ください。】

以上3点記入・押印の上、この封筒に入れて担任の先生までご提出ください。認定結果・支給要項については7月上旬にお知らせします。くれぐれも就学援助制度を理解された上での申請をお願いします。わからないことや、質問等ございましたら、事務室 643-1567井上までお願いします。

**提出期限は 4月30日(金)です。**

提出する前にもう一度チェックしてください。

平成15年の所得の申告を行っている。

基準金額以下である。 超えている場合、申請理由を記入した。

押印箇所すべてに印鑑を押した。

認定申請書2カ所、委任状、1年・新規の方 世帯票

2,3年生で継続の場合、世帯票の平成15年度欄に記入した。

支給される金額や振り込む日程等は認定されたご家庭に7月上旬にお知らせします。一回目の振込は7月中旬を予定しています。

## 就学援助制度の認定および支給について

1) 就学援助の認定は教育委員会が、所得調査を行います。

基準額以下の世帯の場合は

\* 無条件に認定されます。

基準額を超えている場合は

\* 具体的かつ客観的な理由がない場合は認定されません。

平成16年度就学援助費認定所得基準額	『給与所得控除後の金額』		
世帯人員 2人	3092500円	4人	3694100円
3人	3393300円	5人	3994900円
一人増減するごとに300800円増減します。			

基準額を確かめる場合、源泉徴収票で見える場合は 『給与所得控除後の金額』  
で確認します。

さてその所得ですが・・・

平成15年中(1月~12月)の

申請される方の住民票上の世帯全員の合計所得を調査対象としています。

**所得の申告を行っていない場合は認定できないのでご注意ください。**

**所得の申告は毎年必要です。**

保護者が一人の場合、パート収入等で事業所の申告がない場合。

事業所に確認して、申告が0円の時は15年中の所得が0円であるという申告  
が必要です。市役所本館市民税課で申告申告手続きをしてください。

学校としましては、できるだけ、就学援助を受けていただき、子どもたちが  
不自由なく学校生活を送れるように配慮したいと考えています。

しかしながら、この就学援助事業は国庫補助事業であり、認定に関しての公  
正な手続はさげられません。ご理解の上、ご協力ください。

2) 学校徴収金について

**【教材費等の振替】 全員行います。銀行への入金よろしくお願いします。**

ただし、認定された場合、援助費全額を1学期(7月)、2学期(10月  
予定)に分けて口座に振り込みます。(全額戻ってきます。)

**援助費を振り込むには、先に振替・納金が行われていることが必要です。**

経済状況が苦しい中、大変恐縮ですが、よろしくお願いします。

振替や納金を確認された場合、7月、12月にわけて援助費を支給します。  
支給方法は学校登録口座への振込になります。

本校では5月28日(1・3年6000円2年5000円)

6月28日(1・3年6000円2年5000円)

7月 8日(1・3年6000円)が教材費等の振替日です。

振替がどうしてもできなかった場合は、援助費の支給金額から差し引かれ  
ます。その際には、その金額の領収書をいただくこととなります。

ご了承ください。

**【修学旅行の積み立てについて】**

本校では保護者と業者間で積み立てを行っていただいています。  
この就学援助は3学年になった際に認定されるかがわからないため、  
積み立てることをおすすめしています。  
3年次に認定されれば、全額返ってきます。認定されなかった場合で、  
積み立てもされていませんと、全額お支払いいただくことになります。  
ご了承ください。

### 【注意が必要な世帯】

- \* 住民票上で同じ年の離れた姉妹・兄弟がすでに働いている。・・・ 1
  - \* 収入のある祖父母が同居もしくは住民票上では同じになっている。・・・ 2
  - \* 昨年より働き始めたため、昨年(15年中)は収入がある。・・・ 3
  - \* 離婚したが、住民票上では今もそうっていない。・・・ 4
  - \* 籍は入っていないが同居人が住民票上にいる。・・・ 5
  - \* 一昨年は問題なかったが、実は昨年中の所得が基準金額を超えている。・・・ 6
- 1～6いずれの場合も基準金額を超えている場合は、具体的かつ客観的な申請理由がない場合は認定されません。

### 【具体的かつ客観的な申請理由とは】

単に生活が苦しいだけでは理由になりません。

債務の場合は、具体的に毎月 へ 円の返済があり実収入がいくらなのかを報告する必要があります。認定を受けるためには必要なのでご理解の上、ご協力ください。

離婚・配偶者死亡等の場合。昨年は配偶者の所得があったが、今年は失業・離婚・別居等のためない場合はその旨を報告してください。離婚については教育委員会でも事実確認が可能ですが、別居・失業については具体的に説明が必要です。

#### \* 1のケースは

実際に生計を共にしているかどうかポイントになります。

家にお金を入れることなく姉妹兄弟が使用している場合、そのことを報告する必要があります。そうでない場合は、所得の合計で考えますので基準金額を超えている場合は認定されません。

#### \* 2のケースは \* 1と同様です。

#### \* 3のケースは

15年中の所得は超えているが、16年よりは働いていない場合、または基準金額以下になる場合はその旨を報告してください。

具体的に月収はいくらあるか、明細書等の写しの添付が必要です。

引き続き働いていて基準金額を超えている場合は認定されません。

#### \* 4のケースは

早急に住民票から抜いてください。世帯を住民票で判断しますので、同じ場合は生計を共にしていると見なされます。ご注意ください。

5月末日までをお願いします。

#### \* 5のケースは

世帯を住民票で判断しますので、同じ場合は生計を共にしていると見なされます。ご注意ください。よって、その方の所得も合計されます。

#### \* 6のケースは

\* 3の場合と同様です。